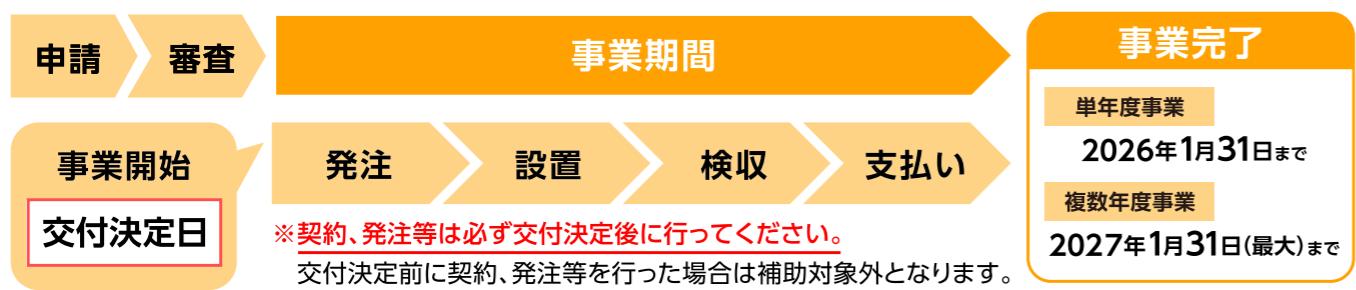


全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間	2025年8月13日(水)～9月24日(水)
交付決定	2025年11月中旬(予定)
事業期間	交付決定日から2026年1月31日(土)まで ※複数年度事業は、交付決定日から2027年1月31日(日)まで



留意事項

- ・当資料は3次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。
 - ・補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
 - ・補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
 - ・交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
 - ・事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
SIIの確定検査後に補助金を支払います。
 - ・導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
 - ・設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
 - ・導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(III) 設備單位型

ナビダイヤル 0570-039-930
〔IP電話からのお問い合わせ〕 **042-303-0420**

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

3次公募

令和6年度補正予算

省エネルギー投資促進 支援事業費補助金

本事業は、省エネルギーの推進を目的に
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を
支援するものです。



補助率等

補助率:補助対象経費の1/3以内 **補助金額の上限:1億円** /事業全体
※申請する事業区分によって、適用される補助率・補助金額の上限は異なります。

3次公募期間

2025年8月13日(水)～2025年9月24日(水)

(Ⅲ) 設備単位型

ナビダイヤル 0570-039-930

[IP電話からのお問い合わせ] 042-303-0420

(IV) エネルギー需要最適化型

支援対象となる2つの事業区分

(三) 設備單位型

◎指定設備(SIIが高効率な設備として登録及び公表したもの)を導入

※(1)工場・事業場型、(2)雪化・臨岸事業転換型、(3)エナリギー需要は導入型(崩壊)の中請は、「省エナリギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」に申請してください。

(IV) エネルギー需要最適化型

④EMS(エネルギー・マネジメントシステム)機器の導入

パンフレットの記載記事・写真の無断複写(コピー)・複製・転載を禁じます。 Copyright©Sustainable open Innovation Initiative.All Rights Reserved.

省エネルギー投資促進支援事業費補助金では、設備導入を行う補助事業を2つの事業区分から選ぶことができます。

事業区分	(III) 設備単位型	(IV) エネルギー需要最適化型	(IV) エネルギー需要最適化型との組み合わせについて
事業要件	<p>省エネ効果が高い高効率な設備(○指定設備)の導入 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-weight: bold; color: orange;">ユーティリティ設備</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> ① 高効率空調 (産業・業務用エアコン等) ④ 高性能ボイラ ⑦ 変圧器 ⑩ 制御機能付きLED照明器具 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> ② 産業ヒートポンプ ⑤ 高効率コージェネレーション ⑥ 冷凍冷蔵設備 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> ③ 業務用給湯器 ⑧ 低炭素工業炉 ⑨ 産業用モータ </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-weight: bold; color: orange; margin-top: 10px;">生産設備</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> ⑪ 工作機械 ⑫ プラスチック加工機械 ⑬ プレス機械 ⑭ 印刷機械 ⑮ ダイカストマシン </div> </div> <p>上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。</p>	<p>dEMS (エネルギー管理システム) 機器の導入 SIIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業</p>	<p>(III) 設備単位型 + (IV) エネルギー需要最適化型</p> <p>(III) 設備単位型 + (IV) エネルギー需要最適化型との組み合わせについて</p> <p>(III) 設備単位型に、(IV) エネルギー需要最適化型を組み合わせて申請することができます。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用されます。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となります。なお、(IV) エネルギー需要最適化型の単独申請の場合は、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金に申請してください。</p>
省エネルギー効果の要件 ^{*1}	<p>原油換算量ベースで、更新範囲内において 以下のいずれかの要件を満たす事業</p> <p>省エネ率:10%以上 省エネ量:1kl以上 経費当たり省エネ量:1kl/千万円以上</p> <p>※省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者(特定事業者等以外の事業者)については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること。(SIIが指定するフォーマットで作成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。 EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。(原油換算量ベースで2%改善を目安とする) 	<p>複数年度事業(2年度事業)活用のご案内</p> <p>従来の設備単位型(○指定設備導入事業)では、投資・事業計画が単年度で完了する事業が対象であり、複数年にわたる事業は対象外でした。本事業では、総合経済対策を踏まえ、国庫債務負担行為を活用し、複数年(2年度事業)にわたる投資・事業計画を支援します。</p> <p>:間接補助事業の事業実施期間</p>
補助対象経費	設備費	設計費・設備費・工事費	
補助率 ^{*2}	中小企業者等 1/3 以内	1/2 以内	
補助金限度額 ^{*3}	大企業その他 1億円/事業全体	1/3 以内	
補助金限度額 ^{*4}	上限額 30万円/事業全体	1億円/事業全体	
		30万円/事業全体	

(III)型は、導入した設備の最低1週間以上のエネルギー使用量の実測データ等を用いて省エネルギー効果を報告できること。(IV)型は、省エネ量、省エネ推進体制、実施した省エネ対策を報告すること。

*1 1年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和7年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。

*2 中小企業者等とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

*3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

*省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(3次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)

*「Sクラス」については、公募締切時点で「令和6年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者

*「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和6年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。

*中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

*4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。